明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○奄美群島国定公園の指定を解除する件（環境一一）　一
○奄美群島国立公園を指定する件（同一二）　二
○奄美群島国立公園の公園計画を決定する件（同一三）　四
○奄美群島国立公園の特別地域を指定する件（同一四）　五
○奄美群島国立公園の特別保護地区を指定する件（同一五）　五
○奄美群島国立公園の海域公園地区を指定する件（同一六）　五
○奄美群島国立公園の集団施設地区を指定する件（同一七）　五
○自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域の一部を改正する件（同一八）　五

〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成二十八年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　一三
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　二三
会社その他
会社決算公告　二六

告示

○環境省告示第十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、昭和四十九年二月環境庁告示第十四号をもって指定した奄美群島国定公園の指定を解除したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月七日　環境大臣　山本　公一

○環境省告示第十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定に基づき、奄美群島国立公園を指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この国立公園の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月七日　環境大臣　山本　公一

区域

鹿児島県奄美市内国有林鹿児島森林管理署二〇二林班から二〇四林班まで及び二〇六林班から二一七林班までの全部並びに二〇五林班の一部

鹿児島県奄美市笠利町大字宇宿、笠利町大字笠利、笠利町大字喜瀬、笠利町大字佐仁、笠利町大字須野、笠利町大字外金久、笠利町大字手花部、笠利町大字屋仁、笠利町大字用、住用町大字石原、住用町大字市、住用町大字神屋、住用町大字川内、住用町大字城、住用町大字摺勝、住用町大字西仲間、住用町大字東仲間、住用町大字見里、住用町大字役勝、住用町大字山間、住用町大字和瀬、名瀬大字朝戸、名瀬大字芦花部、名瀬大字伊津部町、名瀬大字金久町、名瀬大字小宿、名瀬大字小湊、名瀬大字大熊、名瀬大字知名瀬、名瀬大字西仲勝及び名瀬大字根瀬部の各一部

鹿児島県大島郡大和村内国有林鹿児島森林管理署二三〇林班の全部

鹿児島県大島郡大和村大字今里、大字大金久、大字大棚、大字思勝、大字国直、大字志戸勘、大字津名久、大字戸円、大字名音、大字大和浜及び大字湯湾釜の各一部

鹿児島県大島郡宇検村内国有林鹿児島森林管理署二二六林班、二二七林班及び二三〇林班の全部並びに二二八林班及び二二九林班の各一部

鹿児島県大島郡宇検村大字芦検、大字田検及び大字湯湾の各一部

鹿児島県大島郡瀬戸内町内国有林鹿児島森林管理署二一八林班から二二四林班までの全部

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名、大字阿鉄、大字網野子、大字阿室釜、大字池地、大字生間、大字押角、大字勝浦、大字勝能、大字嘉鉄、大字嘉徳、大字久慈、大字管鈍、大字久根津、大字花天、大字花富、大字古志、大字小名瀬、大字古仁屋、大字薩川、大字実久、大字篠川、大字芝、大字諸数、大字諸鈍、大字清水、大字瀬相、大字節子、大字蘇刈、大字武名、大字手安、大字渡連、大字西阿室、大字西古見、大字俵、大字三浦、大字油井及び大字与路の各一部

鹿児島県大島郡龍郷町大字秋名、大字芦徳、大字安木屋場、大字幾里、大字浦、大字円、大字大勝、大字嘉渡、大字久場、大字瀬留及び大字龍郷の各一部

鹿児島県大島郡喜界町大字阿伝、大字荒木、大字浦原、大字大朝戸、大字小野津、大字嘉鈍、大字川嶺、大字花良治、大字佐手久、大字志戸桶、大字白水、大字滝川、大字中里及び大字西目の各一部

鹿児島県大島郡徳之島町内国有林鹿児島森林管理署二三一林班から二三三林班まで、二四〇林班から二四二林班まで及び二五五林班から二六〇林班までの全部並びに二三九林班及び二五四林班の各一部